

熊本市上下水道総合管理システムサーバ等機器賃貸借仕様書等に対する質問への回答

項番	質問 受領日	資料名	頁	行	仕様書等の記載内容	質問	質問理由	質問 回答日	回答内容
1	3月16日	仕様書	4	19	項11 保守の内容 (1) イのデータ消去について	データ消去作業は受注者の任意の場所（オフサイト）での作業で問題ないでしょうか。仮に設置先での作業（オンサイト）をご希望の場合、作業場所や電源について提供いただける認識で良いでしょうか。	明確にしておくため	3月25日	仕様書4頁26行より、原則として既存設置場所でのデータ消去作業を実施、完了していただきます。既存設置場所でのデータ消去作業が困難な場合は、別途協議のうえ発注者が指示する場所を実施していただきます。また、既存設置場所での作業の際は、作業場所や電源を提供いたします。
2	3月16日	賃貸借契約書	8	21	第22条 動産総合保険について	付保する保険は、地震、噴火、津波等は対象外で期間の経過で保険価格が低減していく一般的な動産総合保険で問題ないでしょうか。	明確にしておくため	3月25日	一般的な動産総合保険で問題ありません。
3	3月16日	賃貸借契約書	8	21	第22条 動産総合保険について	ソフトウェアに動産総合保険の付保は不要で宜しいでしょうか。	明確にしておくため	3月25日	ソフトウェアは著作物の利用許諾（ライセンス）の提供にあたり、データ消失は再導入で復旧、保守でカバーするため、動産総合保険の付保は不要です。
4	3月18日	なし			仕様書等記載事項以外	昨今の世界的な半導体不足やメモリ等電子部品の供給遅延、国際物流の影響により、IT機器の製造・出荷時期がメーカー側の事情で遅延する可能性が指摘されています。このような受注者の責によらない事由により機器納入に遅延が生じる場合、指名停止や遅延違約金は発生せず、賃貸借開始日延期などの協議に応じていただける認識で宜しいでしょうか。	本件に限らず、各所より機器の製造が追いついてない話をお伺いしております。入札段階では納品期限に間に合う想定でも今後の情勢次第では、納品期限に間に合わせる事が難しくなる可能性がございます。その場合でも、受注者の責と判断されるのか質問記載のような形でご対応頂けるのかお伺いしたいです。	3月25日	天災地変、半導体その他電子部品の供給不足、製造遅延、国際物流の混乱その他受注者の責によらない予期せぬ事由により、機器納入に遅延が発生した場合は、契約相手との協議に応じます。
5	3月19日	公告内容	8	31	保険会社との間に熊本市上下水道事業管理者を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保険証券を契約締結の時までに提出したとき。	契約保証金の免除で履行保証保険契約を締結する場合、保証期間は賃貸借開始日からでしょうか。それとも契約日からの保証でしょうか。		3月25日	保証期間は契約日からになります。
6	3月19日	仕様書	2	3	賃貸借の範囲	設置、設定、保守業務、賃貸借期間満了後の撤去作業及びデータ消去作業については、専門の業者に再委託させていただきますので、事前に再委託届を提出させていただきますがよろしいでしょうか。	当社は設置、設定、保守業務等の知識を有しないため。	3月25日	再委託をされる場合は、契約締結後に再委託届のご提出をお願いいたします。
7	3月19日	仕様書	6	34	受注者の負担により賃貸借品に動産総合保険へ加入させること	動産総合保険について地震や騒乱は補償対象外の、リース期間の経過年数に応じ補償額も減額する通常の動産総合保険（時価）でよろしいでしょうか。また、賃貸借品のうちソフトウェアについても動産総合保険を付保するのでしょうか。	ソフトウェアが破損した場合、運用業者による保守により復旧させることが一般的なため。	3月25日	一般的な動産総合保険で問題ありません。また、ソフトウェアは著作物の利用許諾（ライセンス）の提供にあたり、データ消失は再導入で復旧、保守でカバーするため、動産総合保険の付保は不要です。
8	3月19日	契約書（案）別紙2			支払内訳書	賃貸借料のお支払方法は、当月分を翌月初に請求書発行し月末までにお振込でよろしいでしょうか。		3月25日	お支払い方法について、ご記載のとおりで問題ありません。
9	3月19日	契約書（案）			契約書・仕様書等には記載ありません	本件は、契約満了時賃貸物件の無償譲渡は行わず、契約満了後賃貸料月額12/10の再リース料で1年間利用できる所有権移転外ファイナンスリースと考えてよろしいでしょうか。	所有権移転外ファイナンスリースの場合、物件の固定資産税支払いはリース会社の負担となるため。	3月25日	所有権移転外ファイナンスリースで問題ありません。再リース（期間及び再リース料）については、現時点で回答できません。
10	3月19日	仕様書	2	11	納入期間 契約締結日から令和8年8月31日まで	現在、国際環境の緊張からサプライチェーン混乱の可能性も考えられるが、納入期間についても調整会議の議題としていただけないでしょうか。	ホルムズ海峡封鎖が長期化した場合、物件の生産に支障をきたす可能性もあるため。	3月25日	仕様書1頁17行より、サーバ等機器の納入期間は、契約締結日から令和8年（2026年）7月31日までとしております。 天災地変、半導体その他電子部品の供給不足、製造遅延、国際物流の混乱その他受注者の責によらない予期せぬ事由により、機器納入に遅延が発生した場合は、別途協議に応じます。